

証券コード 8165  
平成30年3月12日

株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社 **千趣会**

代表取締役社長 星野裕幸

## 第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                       |                                                                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時                | 平成30年3月29日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）                                                                                                            |
| 2. 場 所                | 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号 メルパルクホール 大阪<br>（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）                                                                                  |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第73期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)<br>事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会<br>の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第73期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)<br>計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項               |                                                                                                                                             |
| 第1号議案                 | 定款一部変更の件                                                                                                                                    |
| 第2号議案                 | 第三者割当による優先株式（A種優先株式及びB種優先株式）発行の件                                                                                                            |
| 第3号議案                 | 資本金及び資本準備金の額の減少の件                                                                                                                           |
| 第4号議案                 | 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件                                                                                                                |
| 第5号議案                 | 取締役10名選任の件                                                                                                                                  |
| 第6号議案                 | 監査役2名選任の件                                                                                                                                   |
| 第7号議案                 | 補欠監査役1名選任の件                                                                                                                                 |

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senshukai.co.jp/soukai>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類の第73期報告書には記載しておりません。なお、上記書類は、本招集ご通知添付書類の第73期報告書とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知及び本招集ご通知添付書類の第73期報告書をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senshukai.co.jp/soukai>) に掲載させていただきます。
- 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成30年3月28日（水曜日））午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

\*バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は「ウーマン スマイル カンパニー（女性を笑顔にする会社）」として、設立以来一貫して、女性の一生を通じ、就職や結婚、出産など、さまざまなライフステージに寄り添ったビジネスを展開しており、主な事業としては、通信販売事業、ブライダル事業、子育て支援事業などを営んでおります。特に通信販売事業であるベルメゾン事業は「女性に寄り添うマインド・女性に対する理解」「女性のニーズを商品化・サービス化する力」を背景に、オリジナル商品を主として衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱い、カタログ通信販売会社として幅広い年代の女性に支持されてまいりました。一方、通信販売事業の業界環境につきましては、EC化がさらに進む傾向にあり、大手ECモールの市場占有率の拡大、カテゴリーキラーの台頭など、競争が激化しております。

このような経営環境の変化に対応すべく当社ではカタログを削減し、カタログを主軸とするカタログ通信販売事業体から、ECを主軸とするネット通信販売事業体への事業構造転換等を図ってまいりましたが、ベルメゾン事業でのカタログの販売力低下による売上の減少をECでの販売強化施策では補いきれず、平成29年7月21日に平成29年12月期の業績予想の大幅な下方修正を行いました。当社ではこのような状況を打破するため、平成29年10月27日に「千趣会グループ中期経営計画2018～2020」（以下「新中期経営計画」といいます。）を策定し、平成29年12月期を再成長のための土台となる期と位置づけ徹底的な構造改革を行った結果、ベルメゾン事業を主とする減損損失54億円、在庫管理方針の見直しに伴うものを含む商品評価損20億円、人員合理化、拠点集約等の事業構造改革費用19億円などを計上し、平成29年12月期の連結での営業損失42億円、経常損失42億円、親会社株主に帰属する当期純損失110億円と大幅な損失計上をすることとなり、連結純資産は415億円と前連結会計年度末と比べ110億円減少するに至りました。

新中期経営計画では、ベルメゾン事業については平成30年12月期は引き続き規模を迫らず売上高を減少させつつも徹底的なコストダウンを行うことにより赤字体質を脱却することを目指します。その上で「専門性のある商品を提供すること」「専門店単位でビジネスモデルを構築すること」「専門店単位で事業管理すること」を目指した専門店

集積型事業へと変革し、専門店化による再拡大、並びに通信販売事業とブライダル事業など複数の事業間における相互送客及び共同商品開発等のシナジーの発現により平成31年12月期以降の再成長を図ってまいります。また、ブライダル事業や子育て支援等の通信販売事業以外の事業は現在も堅調に推移しており、引き続き堅調に伸ばしていきたいと考えております。

これらの新中期経営計画の実現に向け、通信販売事業では、ベルメゾン事業の専門店化構想の実現に向けた複数店舗のECを同一環境・システム基盤で実現するECプラットフォームの構築、カタログの絞り込み等によるコストダウンを行う中で利益成長を実現していくためには顧客応答や商品発注業務等へのAI技術等の導入による販売効率の改善、スマートフォン・アプリの充実等によるカタログ以外の媒体を経由した受注の拡大、等に資するシステムへの投資が必要となります。また、通信販売事業以外の事業では、ブライダル事業、子育て支援事業などの女性関連事業を拡大し、「ウーマンスマイルカンパニー」として女性を支えつつ、事業（コト売り事業）と通信販売事業（モノ売り事業）との相互送客、共同商品開発、コンテンツの提供等といったシナジー追及を短期間で実行していく必要があり、そのためには、それらの事業を既に展開している企業を早期に発掘しM&Aを含む資本業務提携を迅速かつ柔軟に実行していく必要があります。

このような状況下において、当社では、①当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家、②当社の新中期経営計画に賛同しそれらの計画を資金面及び人材面で総合的に協力いただける投資家、③既存の株主への負担をできる限り軽減できる手法での投資が可能な投資家とパートナーシップを組むことにより、新中期経営計画の達成をより確実なものとし、より高い成長の実現を目指すことを目的に複数の投資家候補と協議を行った結果、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に第三者割当の手法により総額25億円のA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）及び総額45億円のB種優先株式（以下「B種優先株式」といい、A種優先株式及びB種優先株式を併せて「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。詳細につきましては第2号議案をご参照ください。）が、財務基盤の安定化と、新中期経営計画に必要な投資資金等の確保をしつつ、新中期経営計画の達成確度をより高めるための最善の方法であると判断し、平成30年2月26日開催の取締役会において、本優先株式の発行を決議いたしました。

本第三者割当増資により調達した資金については、ベルメゾン事業の専門店化構想を支えるECプラットフォームの構築等に係るシステム投資やブライダル事業、子育て支援事業の拡大、通信販売事業とのシナジー創出に向けた新規投資に充当することによって、通信販売事業における専門店集積型事業への変革、専門店化による再拡大、並びに通信販売事業とブライダル事業など複数の事業間におけるシナジーの発現により、当社グループ全体の収益拡大を図ることが可能となるため、既存株主の立場からすると中長期的には1株当たり利益の向上が期待されることから、資金使途には株主価値の向上に資する合理性があるものと判断しております。

本議案は、A種優先株式及びB種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設し、その他所要の変更をするものであります。

なお、本定款変更の効力の発生は、本総会において、第2号議案、第3号議案、第5号議案及び第6号議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

### (1) 変更する条項

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案						
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、180,000,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、180,000,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>普通株式</td> <td>180,000,000株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>5株</td> </tr> <tr> <td>B種優先株式</td> <td>9株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の<u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p>	普通株式	180,000,000株	A種優先株式	5株	B種優先株式	9株
普通株式	180,000,000株						
A種優先株式	5株						
B種優先株式	9株						

## (2) 新設する条項

### 変 更 案

#### 第2章の2 種類株式

##### (A種優先株式)

第12条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。

#### 2. 剰余金の配当

##### (1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本項第(2)号に定める額の配当金（以下、「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（本項第(3)号に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金（本項第(5)号にて定義する。以下、同じ。）を含む。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

##### (2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき、40,000,000円とする。但し、2018年12月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、30,356,166円とする。

##### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降、実際に支払われるまで累積する。累積した不足額（以下、「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

##### (4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。



## (5) A種優先中間配当金

当会社は、毎年6月30日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下、「A種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（累積未払A種優先配当金の配当を除く。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

## 3. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）と同順位で、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下、本条において「基準価額」という。）を支払う。

## (基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額＝当初払込金額＋累積未払A種優先配当金＋前事業年度未払A種優先配当金＋当事業年度未払A種優先配当金

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下、本条において「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前項第(3)号に従い計算される額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下、本項において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（但し、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払A種優先配当金」は、A種優先配当金の額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払われた配当（累積未払A種優先配当金及び前事業年度に係るA種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第3項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第3項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降



(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当社は、A種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下、当該取得を行う日を本項において「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに  
交付すべき普通株式数 = A種優先株式1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「A種優先株式1株当たりの取得価額」とは、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第3項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2018年9月30日及びそれ以降の6ヶ月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「転換価額修正日」という。）において、各転換価額修正日における時価に相当する金額（以下、本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下、本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、A種優先株式の過半数に相当する株式を保有するA種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下、同じ。）における当社の発行済普通株式数から算定基準日における当社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(b)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(b)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には、基準日）における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。）、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式により A 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( i ) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( ii ) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( iii ) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( iv ) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( v ) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、本条において「取得請求権付株式等」という。)が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

変 更 案

- (vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日(終値のない日を除く。)の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

## (3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号  
株式会社千趣会

## (4) 取得の効力発生

- ① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当会社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第(3)号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第(3)号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

## 9. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

## 10. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## (B種優先株式)

第12条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。

## 2. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行う場合であっても、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行うものとする。

## 3. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者と同順位で、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、当初払込金額と同額を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

## 4. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価取得請求権取得日が2022年2月28日まで（当日を含む。）であれば、(i)当初払込金額及び(ii)当初払込金額に払込期日（当日を含む。）から金銭対価取得請求権取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率8%（事業年度ごとの複利計算とし、事業年度ごと1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）の合計額とし、金銭対価取得請求権取得日が2022年3月1日以降（当日を含む。）であれば、当初払込金額と同額とする。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、当初払込金額と同額とする。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降



(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当会社は、B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得するのと引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに  
交付すべき普通株式数 = B種優先株式1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「B種優先株式1株当たりの取得価額」とは、当初払込金額と同額とする。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

ロ 転換価額の調整

- (a) 当会社は、B種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、B種優先株式の過半数に相当する株式を保有するB種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

変 更 案

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下、同じ。）における当会社の発行済普通株式数から算定基準日における当会社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、B種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(b)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(b)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には、基準日）における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。）、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

変 更 案

- (iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)
- 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合
- 調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、本条において「取得請求権付株式等」という。)が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日(終値のない日を除く。)の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

## 変 更 案

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
  - (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

### (3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号  
株式会社千趣会

### (4) 取得の効力発生

- ① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るB種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第(3)号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第(3)号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

### 9. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

### 10. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るB種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(種類株主総会)

第18条の2 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2. 当社が、募集株式または募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項または同法第238条第4項に基づくA種優先株主及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
3. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。
4. 第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
5. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 第2号議案 第三者割当による優先株式（A種優先株式及びB種優先株式）発行の件

### 1. 第三者割当により優先株式を発行する理由

#### (1) 割当予定先を選定した理由

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」〔1. 提案の理由〕に記載のとおり、①当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家、②当社の新中期経営計画に賛同しそれらの計画を資金面及び人材面で総合的に協力いただける投資家、③既存の株主への負担をできる限り軽減できる手法での投資が可能な投資家とパートナーシップを組むことにより、新中期経営計画の達成をより確実なものとし、より高い成長の実現を目指すことを目的に複数の投資家候補と協議を行った結果、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の業務運営者であるREVICパートナーズ株式会社より本優先株式の引受についての提案がありました。当社は、REVICパートナーズ株式会社からの提案内容を慎重に検討した結果、①今回の発行予定額が当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であるため普通株式による資金調達の実施は、大幅な希薄化を直ちに伴い、既存株主の株主価値を損ないかねないことから適切ではないと考えられること、②優先株式の発行は、普通株式の即時の希薄化を抑制しつつ、今後の成長戦略の中で設備投資に必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化も図ることができることなどから本優先株式による増資が最適であると判断し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合を割当予定先として選定いたしました。

当社は、割当予定先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であると確認しております。また、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有、金銭又は当社普通株式を対価とする取得請求、当社普通株式が交付された場合の交付された当社普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

#### (2) 割当予定先との合意内容について

当社と割当予定先の間では、平成30年2月26日付で以下の内容を含む投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結しております。



- ① 当社単体及び当社連結について、2018年12月期以降、一定の時期において、一定の財務基準を充足させること。
- ② 当社の定款変更、株式の発行、企業結合又は第三者との資本提携その他の一定の重要な行為を当社が行う場合に、割当予定先の事前の書面による同意を得ること。
- ③ 割当予定先が指名する1名又は2名の者を社外取締役候補者及び1名の者を社外監査役候補者とする事。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額及びその他の発行条件は、REVICパートナーズ株式会社から提案された内容について両社で交渉した結果合意したものととなります。この過程において当社は、類似の優先株式の発行事例における発行条件、当社の財務状況、必要な資金調達額、ファイナンシャル・アドバイザーのアドバイス及びリーガルアドバイザーのアドバイス等を慎重に考慮しつつ交渉を進めてまいりました。その結果、REVICパートナーズ株式会社と最終的に合意した払込金額及びその他の発行条件は当社にとり妥当な水準であると考えております。

(4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を発行することにより、総額70億円を調達いたしますが、第1号議案「定款一部変更の件」 「1. 提案の理由」 に記載のとおり資金用途には合理性があるものと判断しており、本優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

本優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。 しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加に伴う希薄化を極力抑制するために、以下に掲げる措置を講じております。

① 当社普通株式を対価とする取得請求の制約について

A種優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。基本的には、割当先はA種優先株式については主として金銭による償還を想定しているため、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使が認められるのは、極めて例外的な場合に限定されております。

- (i) 当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合
- (ii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に違反があった場合
- (iii) 割当先がA種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているA種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合
- (iv) 割当先がB種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているB種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合

B種優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。基本的には、割当先はB種優先株式については主として普通株式を対価とする取得請求権の行使による転換を想定しているとのことです。

- (i) 2020年3月30日が経過している場合
- (ii) 当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合
- (iii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に違反があった場合
- (iv) 割当先がA種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているA種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合
- (v) 割当先がB種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているB種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合

## ② 転換価額の下限の設定

A種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づき当社が割当先に交付する当社普通株式の当初転換価額は547円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、4,570,380株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の8.75%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。転換価額は、2018年9月30日及びそれ以降の6か月毎の応当日（転換価額修正日）に、転換価額修正日における時価に修正されます。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（下限転換価額）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とします。そのため、仮に本優先株式の発行後に当社の株価が下落した場合であっても、転換価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることとなります。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、9,140,765株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の17.50%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。さらにA種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した時点でA種優先株式の優先配当に未払い額が存在する場合は、発行される当社普通株式数が更に増加します。しかしながら、前記のとおり、A種優先株式について割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権が認められるのは極めて例外的な場合に限定されているため、希薄化が発生するのも極めて例外的な場合に限定されております。

B種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づき当社が割当先に交付する当社普通株式の転換価額は547円であり、当該転換価額で取得請求権が行使された場合、8,226,684株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の15.75%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。B種優先株式は転換価額の修正条項が付されていないため、これ以上の希薄化は発生しない仕組みとなっております。

## ③ 金銭を対価とする取得条項

A種優先株式につきましては、当社は、2021年3月30日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価としてA種優

先株式を取得することが可能となっております。A種優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に取得日までのA種優先累積未払配当金の額（但し、A種優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

B種優先株式につきましては、当社は、2022年3月30日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価としてB種優先株式を取得することが可能となっております。B種優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額と同額となります。

#### ④ 議決権

A種優先株主及びB種優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の株主の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

前記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、（i）本優先株式の発行は、当社の有利子負債を抑制しながら自己資本の増強をすることで財務体質の安定化に資するものであり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、（ii）本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、前記(4)①に記載のいずれかの事由が発生した場合に限定されていること、（iii）A種優先株式は当初転換価額の修正について6か月に1回の頻度とされるとともに、適切な修正の下限が設定されていること、（iv）B種優先株式は転換価額の修正条項が付されておらず転換価額の修正による希薄化の拡大が発生しないこと、（v）A種優先株式については2021年3月30日以降、B種優先株式については2022年3月30日以降、本優先株主の意向にかかわらず、法令上可能な範囲で、当社の選択により本優先株式を取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付され得る当社普通株式が交付されないこと、（vi）法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決

権が付されていないこと等の措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていることにより、当社としては、本優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

(5) 本総会に付議する理由

上記(3)に記載のとおり、当社は、REVICパートナーズ株式会社と最終的に合意した本優先株式の払込金額及びその他の発行条件は当社にとり妥当な水準であり、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しない水準となっているものと判断しております。しかし、本優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ること等から、本優先株式発行については、会社法第199条第2項に基づき、本総会において株主の皆様のご承認をいただきたく存じます。

なお、本第三者割当増資に係る本優先株式の発行は、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

## 2. 募集事項の内容

### (1) A種優先株式

①	募集株式の種類及び数	A種優先株式 5株
②	払込金額	25億円(1株につき5億円)
③	払込期日	平成30年3月30日
④	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 12億5千万円 増加する資本準備金の額 12億5千万円
⑤	募集又は割当方法 (割当予定先)	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
⑥	A種優先株式の内容	別紙「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

### (2) B種優先株式

①	募集株式の種類及び数	B種優先株式 9株
②	払込金額	45億円(1株につき5億円)
③	払込期日	平成30年3月30日
④	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 22億5千万円 増加する資本準備金の額 22億5千万円
⑤	募集又は割当方法 (割当予定先)	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
⑥	B種優先株式の内容	別紙「B種優先株式発行要項」をご参照ください。



## A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社千趣会A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
5株
3. 払込金額  
1株につき5億円（以下「当初払込金額」という。）
4. 払込金額の総額  
25億円
5. 増加する資本金の額  
12億5千万円（1株につき、2億5千万円）
6. 増加する資本準備金の額  
12億5千万円（1株につき、2億5千万円）
7. 申込期日  
2018年3月30日
8. 払込期日  
2018年3月30日
9. 発行方法  
第三者割当の方法により、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に5株を割り当てる。
10. 剰余金の配当
  - (1) A種優先配当金  
当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本項第2号に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当に係る基準日を含む

事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（本項第3号に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金（本項第5号にて定義する。以下同じ。）を含む。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき、40,000,000円とする。但し、2018年12月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、30,356,166円とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降、実際に支払われるまで累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当社は、毎年6月30日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当

(累積未払A種優先配当金の配当を除く。)が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

## 11. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主（B種優先株式を有する株主をいう。）及びB種優先登録株式質権者（B種優先株式の登録株式質権者をいう。）と同順位で、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

(基準価額算式)

$$1 \text{ 株 当 た り の 残 余 財 産 分 配 価 額 } = \text{ 当 初 払 込 金 額 } + \text{ 累 積 未 払 A 種 優 先 配 当 金 } + \text{ 前 事 業 年 度 未 払 A 種 優 先 配 当 金 } + \text{ 当 事 業 年 度 未 払 A 種 優 先 配 当 金 }$$

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第10項第3号に従い計算される額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下、本項において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（但し、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払A種優先配当金」は、A種優先配当金の額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払われた配当（累積未払A種優先配当金及び前事業年度に係るA種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

## 12. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

## 13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

## 14. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第11項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

## 15. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第11項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

## 16. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社に対し、本項第1号に定める取得を請求することができる期間中、本項第2号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。

### (1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降

### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当会社は、A種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する（以下、当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに  
交付すべき普通株式数 = A種優先株式1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「A種優先株式1株当たりの取得価額」とは、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第11項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

### ② 転換価額

#### イ 当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

#### ロ 転換価額の修正

転換価額は、2018年9月30日及びそれ以降の6ヶ月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「転換価額修正日」という。）において、各転換価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額

が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

#### ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、A種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、A種優先株式の過半数に相当する株式を保有するA種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下同じ。）における当会社の発行済普通株式数から算定基準日における当会社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関して



は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数) とするが、普通株式の株式分割が行われる場合 ((b)(i) の場合) には、株式分割により増加する普通株式数 (基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。) とし、普通株式の併合が行われる場合 ((b)(iv) の場合) には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日 (当該併合のための基準日がある場合には、基準日) における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合  
調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)  
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日(終値のない日を除く。)の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。

(g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社千趣会

(4) 取得の効力発生

- ① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第3号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第3号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

17. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

18. 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

以 上

## B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社千趣会B種優先株式（以下「B種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

9株

3. 払込金額

1株につき5億円（以下「当初払込金額」という。）

4. 払込金額の総額

45億円

5. 増加する資本金の額

22億5千万円（1株につき、2億5千万円）

6. 増加する資本準備金の額

22億5千万円（1株につき、2億5千万円）

7. 申込期日

2018年3月30日

8. 払込期日

2018年3月30日

9. 発行方法

第三者割当の方法により、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に9株を割り当てる。

10. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行う場合であっても、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行うものとする。

## 11. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主（普通株式を有する株主をいう。以下同じ。）又は普通登録株式質権者（普通株式の登録株式質権者をいう。）に先立ち、A種優先株主（A種優先株式を有する株主をいう。）及びA種優先登録株式質権者（A種優先株式の登録株式質権者をいう。）と同順位で、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、当初払込金額と同額を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

## 12. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

## 13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

## 14. 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価取得請求権取得日が2022年2月28日まで（当日を含む。）であれば、(i)当初払込金額及び(ii)当初払込金額に払込期日（当日を含む。）から金銭対価取得請求権取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率8%（事業年度ごとの複利計算とし、事業年度ごと1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）の合計額とし、金銭対価取得請求権取得日が2022年3月1日以降（当日を含む。）であれば、当初払込金額と同額とする。



## 15. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、当初払込金額と同額とする。

## 16. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、本項第1号に定める取得を請求することができる期間中、本項第2号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

### (1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降

### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当社は、B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得するのと引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに  
交付すべき普通株式数 = B種優先株式1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「B種優先株式1株当たりの取得価額」とは、当初払込金額と同額とする。

### ② 転換価額

#### イ 当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

□ 転換価額の調整

- (a) 当社は、B種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、B種優先株式の過半数に相当する株式を保有するB種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下同じ。）における当社の発行済普通株式数から算定基準日における当社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、B種優先株式は除く。また、当社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(b)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行

われる場合 ((b)(iv)の場合) には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日 (当該併合のための基準日がある場合には、基準日) における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本口において同じ。) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本口において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
  - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
  - (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社千趣会

(4) 取得の効力発生

- ① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るB種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第3号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第3号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

17. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

18. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るB種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

以 上



### 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、第2号議案の本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入れに伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

なお、本議案に係る資本金及び資本準備金の額の減少は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、第2号議案に係るA種優先株式及びB種優先株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ35億円増加することを条件とするものであります。

(1) 減少する資本金の額

35億円

(2) 減少する資本準備金の額

35億円

(3) 効力発生日

平成30年4月13日

#### 第4号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を実現するため、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

##### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少させ同額を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

###### (1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	14,809,939,367円
利益準備金	1,118,238,292円

###### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	14,809,939,367円
繰越利益剰余金	1,118,238,292円

##### 2. 剰余金の処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びにその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の額の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を減少させ同額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填いたしたいと存じます。

###### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	7,071,258,402円
----------	----------------

###### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	7,071,258,402円
---------	----------------

これらにより、利益準備金及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える金額の合計は8,189,496,694円となります。

##### 3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生じる日

平成30年3月29日

## 第5号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、社外取締役3名を含む、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者番号10の中桐 悟氏の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、A種優先株式及びB種優先株式の発行の効力が生じることを条件として、A種優先株式及びB種優先株式の払込期日である平成30年3月30日をもって生じることといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役在任年数9年 ほしのひろゆき 星野裕幸 (昭和34年12月10日生)	昭和57年9月 当社 入社 平成18年3月 当社 執行役員 平成20年1月 当社 東京事業本部長 平成21年3月 当社 取締役執行役員 平成22年12月 (株)モバコレ代表取締役社長 平成23年1月 当社 事業開発本部長 平成25年1月 当社 経営企画本部長 平成27年3月 当社 常務取締役執行役員 平成27年8月 当社 管理部門担当、経営企画本部長、販売企画本部長 平成28年1月 当社 代表取締役社長（現任）	8,000株
		星野裕幸氏は、当社入社後、営業、マーケティング、経営企画部門などに携わり、通販サイト「ベルメゾンネット」の立ち上げやブライダル事業分野への進出などで主導的な役割を果たし、新規事業の事業開発本部長、経営企画本部長などを歴任し、これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。	100% (20/20回)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
		取締役候補者とした理由	取締役会への 出席状況
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役在任年数4年 すぎ うら こう いち 杉 浦 恒 一 (昭和33年11月5日生)	昭和56年3月 当社 入社 平成21年1月 当社 執行役員 当社 ライフスタイル事業本部長、ライフスタイル事業本部ファブリック開発部長兼ファニチャー開発部長 平成23年1月 当社 商品開発本部長 平成26年1月 当社 販売企画本部長 平成26年3月 当社 取締役執行役員 平成27年1月 当社 マンスリー事業本部長 平成27年3月 当社 常務取締役執行役員（現任） 平成27年8月 当社 ベルメゾン事業統括担当、マンスリー事業担当、SPAブランド事業本部長、マンスリー事業本部長 平成28年1月 当社 ベルメゾン事業統括担当 平成29年1月 当社 商品開発担当（現任） 平成30年1月 当社 総務担当（現任）	6,600株
		杉浦恒一氏は、当社入社後、主に当社の主要事業である通信販売事業部門の本部長を歴任し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	95% (19/20回)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
		取締役候補者とした理由	取締役会への 出席状況
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役在任年数3年 梶原健司 (昭和36年6月20日生)	昭和63年8月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 当社ファッション事業本部副本部長 平成22年1月 当社ベルメゾンネット推進室長 平成23年1月 当社EC事業本部副本部長、EC事業本部EC 事業企画部長 平成23年8月 当社EC事業本部EC販売企画部長 平成25年1月 当社販売企画本部副本部長 平成26年1月 当社ファッション事業本部長 平成27年3月 当社取締役執行役員(現任) 平成27年4月 当社ファッション事業本部長、SPAブランド 事業本部長 平成27年8月 当社ファッション事業本部長 平成28年1月 当社東京本社代表、事業開発本部長 平成28年7月 ㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長(現 任) 平成29年1月 当社東京本社代表、事業開発担当(現任)	2,400株
		梶原健司氏は、当社入社後、主に当社の主要事業である通信販売 事業部門のファッション関係、ネット関係部門に携わり、現在で は事業開発部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たして まいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う 知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することが できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	100% (20/20回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
4	<p>再任</p> <p>取締役在任年数2年</p> <p>ないとうたけし 内藤剛志 (昭和37年11月14日生)</p>	<p>昭和61年3月 当社 入社</p> <p>平成20年3月 当社 執行役員</p> <p>平成21年7月 当社 業務本部長、業務本部業務企画部長</p> <p>平成22年1月 当社 業務本部長、業務本部業務企画部長、業務本部物流企画部長</p> <p>平成23年1月 当社 経営企画本部長、経営企画本部人事部長</p> <p>平成25年1月 当社 事業開発本部長</p> <p>平成25年11月 ㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長</p> <p>平成28年1月 当社 経営企画本部長</p> <p>平成28年3月 当社 取締役執行役員(現任)</p> <p>平成29年1月 当社 経営企画担当(現任)</p> <p>平成29年4月 当社 ブライダル事業担当</p>	8,300株
		<p>内藤剛志氏は、当社入社後、主に当社の業務、経営企画、事業開発部門に携わり、現在では経営企画部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	100% (20/20回)
5	<p>再任</p> <p>取締役在任年数1年</p> <p>いしだこういち 石田晃一 (昭和40年7月14日生)</p>	<p>昭和63年3月 当社 入社</p> <p>平成27年1月 当社 執行役員</p> <p>当社 経営企画本部副本部長、経営企画部長</p> <p>平成27年8月 当社 販売企画本部副本部長</p> <p>平成28年1月 当社 販売企画本部長</p> <p>平成29年1月 当社 販売企画担当(現任)</p> <p>平成29年3月 当社 取締役執行役員(現任)</p> <p>平成29年7月 千趣会サービス・販売㈱代表取締役(現任)</p>	3,400株
		<p>石田晃一氏は、当社入社後、主に営業、法人事業、販売企画、経営企画部門などに携わり、現在では販売企画部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	100% (16/16回) (取締役に就任してからの回数)



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
		取締役候補者とした理由	取締役会への 出席状況
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役在任年数1年 おがわ よし ひろ 小川佳洋 (昭和42年3月19日生)	平成元年4月 三井物産(株)入社 平成15年10月 当社入社 平成28年1月 当社執行役員 当社ベルメゾン管理本部長 平成29年1月 当社ベルメゾン統括担当(現任) 平成29年3月 当社取締役執行役員(現任)	600株
		小川佳洋氏は、当社入社後、主に当社の主要事業である通信販売事業部門のベルメゾン事業運営部門に携わり、現在ではベルメゾン統括部門を担当し、当社の発展に主導的な役割を果たしてまいりました。これまでの豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	100% (16/16回) (取締役に就任してからの回数)
7	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役在任年数1年 いけ だ ひで ゆき 池田英之 (昭和34年4月11日生)	昭和57年4月 (株)大丸(現(株)大丸松坂屋百貨店)入社 平成13年9月 同社東京店婦人服部長 平成16年3月 同社心斎橋店婦人服1部長 平成22年5月 同社執行役員、営業本部MD戦略推進室第1MD推進部長 平成26年9月 同社執行役員、営業本部MD戦略推進室ショップ運営第1統括部長、百貨店オムニチャンネル・リテイリング推進担当 平成27年9月 同社執行役員、営業本部MD戦略推進室MD・チャンネル開発統括部長 平成28年1月 同社参与(社長特命事項担当)(現任) 平成29年1月 当社顧問 平成29年3月 当社取締役(現任) 当社MD統括担当(現任)	0株
		池田英之氏は、(株)大丸松坂屋百貨店(旧(株)大丸)入社以来、同社の営業部門、MD戦略推進部門に携わり、オムニチャンネル・リテイリング推進担当を務めるなど、これまでに培ってきた豊富な知見・経験等を今後も当社の経営に反映していただくため、引き続き取締役候補者といいたしました。	100% (16/16回) (取締役に就任してからの回数)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
		社外取締役候補者とした理由	取締役会への 出席状況
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 社外取締役在任年数1年 てら かわ なお と 寺 川 尚 人 (昭和33年4月10日生)	昭和57年4月 ソニー(株)入社 平成元年4月 同社 デジタルネットワークソリューション バ イスプレジデント、人事統括部長 平成16年4月 同社 パーソナルソリューションビジネスグル ープバイスプレジデント、事業推進部門長 平成18年6月 (株)スタイリングライフ・ホールディングス取締 役 平成22年3月 同社 取締役退任 平成22年4月 マキシム・ド・パリ(株)代表取締役社長 平成24年3月 同社 代表取締役社長退任 平成24年7月 (株)ワールド執行役員、人事本部長 平成26年10月 同社 執行役員退任 平成26年11月 テラ・マネジメント・デザイン(株)代表取締役社 長(現任) 平成27年11月 (株)Indigo Blue代表取締役社長(現任) 平成28年6月 パナホーム(株)社外取締役 平成29年3月 当社 社外取締役(現任) 平成29年10月 パナホーム(株)社外取締役退任	0株
		寺川尚人氏は、ソニー(株)入社以来、グループ関連会社等の取締役 などを歴任。一貫して人事・労務業務に従事し、新規事業の立ち 上げや本社構造改革、グループ経営の制度設計の導入、運営をリ ード。ソニー(株)退社後も数多くの会社の取締役等を歴任してお り、培ってきた豊富な知見・経験等を今後も当社の経営に反映し ていただくため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。	100% (16/16回) (取締役に就任して からの回数)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
		社外取締役候補者とした理由	取締役会への 出席状況
9	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 社外取締役在任年数1年 あお やま なお み <b>青山直美</b> (昭和41年5月27日生)	平成元年4月 ㈱東芝 入社 平成13年4月 ㈱イーライフ 入社 同社 新規事業開発部部長 平成16年6月 ㈱スタイルビズ設立 同社 代表取締役(現任) 平成17年6月 ケンコーコム(㈱社外取締役) 平成24年6月 同社 社外取締役退任 平成29年3月 当社 社外取締役(現任)	100株
		青山直美氏は、㈱東芝、ネットマーケティングベンチャーの㈱イーライフを経て、消費者目線のマーケティング支援の㈱スタイルビズを設立。企業のソーシャルメディア運営やeコマース関連、特に越境ECのアドバイザーを務める一方、経済産業省消費経済審議会特定商取引部会委員など各種委員を歴任。ワークライフバランスの充実を図る女性のための情報サイト「ワーキングマザーズスタイル」を主宰する等、培ってきた豊富な知見・経験等を今後も当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	100% (16/16回) (取締役に就任してからの回数)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
		社外取締役候補者とした理由	
10	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外 新任</div> <small>なか ぎり さとる</small> <b>中 桐 悟</b> (昭和47年7月1日生)	平成7年4月 オリックス(株) 入社 平成15年6月 (株)産業再生機構 入社 平成17年4月 (株)ミヤノ (現 シチズンマシナリー(株)) 取締役副社長 平成18年4月 同社 代表取締役副社長 平成21年11月 (株)企業再生支援機構 (現 (株)地域経済活性化支援機構) マネージング・ディレクター (現任) 平成23年2月 (株)富士テクニカ宮津社外取締役 平成23年8月 (株)アーク取締役副社長 平成27年3月 REVICパートナーズ(株)代表取締役社長 (現任) 平成28年6月 東洋刃物(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株
		中桐 悟氏は、数多くの会社の取締役等を歴任しており、培ってきた豊富な経験・実績、見識を当社の経営に反映していただくため、新たに社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 中桐 悟氏は、株式会社地域経済活性化支援機構マネージング・ディレクターを兼任しており、同社を出資者とする地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、当社との間でA種優先株式及びB種優先株式の引受契約を締結しております。中桐 悟氏以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺川尚人、青山直美及び中桐 悟の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 寺川尚人及び青山直美の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、両氏とも1年となります。
4. 当社は、寺川尚人及び青山直美の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認可決された場合は、その契約を継続する予定であります。また、中桐 悟氏の選任が承認可決された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、寺川尚人及び青山直美の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

**【独立社外役員の独立性判断基準】**

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等に関する基準を適用するものとします。

(独立性等に関する基準)

当社は、以下の (i) から (iv) について、社外取締役・社外監査役（候補者である場合を含む）が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(v) によるものとします。

(i) 取引先

業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%以上の場合

(ii) 専門家

法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合（個人が所属する場合）は、過去3事業年度の平均で当該法人等の売上高の2%以上の場合

(iii) 寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合

(iv) 上記 (i) から (iii) 又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者

2親等以内の親族が、上記 (i) から (iii) 又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間に於いて在職していた場合

(v) 役員の兼任会社数

上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）の兼任は、当社のほかに4社以内とします。

## 第6号議案 監査役2名選任の件

監査役森本 宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため1名増員し、社外監査役2名である、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、候補者番号2の中野 創氏の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、A種優先株式及びB種優先株式の発行の効力が生じることを条件として、A種優先株式及びB種優先株式の払込期日である平成30年3月30日をもって生じるものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
		社外監査役候補者とした理由	取締役会及び監査役会への出席状況
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 監査役在任年数12年 もり もと ひろし 森 本 宏 (昭和35年7月13日生)	昭和62年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 北浜法律事務所入所 平成4年1月 北浜法律事務所パートナー 平成7年6月 日本金銭機械(株)社外監査役(現任) 平成18年3月 当社 監査役(現任) 平成20年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員(現任) 平成22年4月 大阪弁護士会副会長 平成25年7月 北浜法律事務所グループCEO(現任)	0株
		森本 宏氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、その経験と知識を当社のコンプライアンス経営に引き続き発揮していただけるものと判断して社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	取締役会 95% (19/20回) 監査役会 93% (13/14回)



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
		社外監査役候補者とした理由	
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> なかの 創 中野 創 (昭和51年3月12日生)	平成11年10月 太田昭和監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成15年6月 公認会計士登録 平成22年8月 ㈱企業再生支援機構 (現 ㈱地域経済活性化支援機構) 入社 平成23年8月 昭和精機工業㈱取締役 相模原部品工業㈱社外取締役 ㈱ソルプラス社外取締役 平成27年5月 REVICパートナーズ㈱出向 平成28年3月 ㈱メイコー社外取締役(現任) 平成29年1月 ㈱地域経済活性化支援機構 シニア・ディレクター (現任) 平成29年10月 REVICパートナーズ㈱取締役(現任)	0株
		中野 創氏は、公認会計士として会社経営に携わってこられた豊富な経験と幅広い見識をもとに、財務、会計に関する専門性を当社の監査体制に発揮していただけるものと判断して社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 中野 創氏は、株式会社地域経済活性化支援機構シニア・ディレクターを兼任しており、同社を出資者とする地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、当社との間でA種優先株式及びB種優先株式の引受契約を締結しております。森本 宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森本 宏及び中野 創の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 森本 宏氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、12年となります。
4. 当社は、森本 宏氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合は、その契約を継続する予定であります。また、中野 創氏の選任が承認可決された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、森本 宏氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	社外監査役候補者とした理由	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> なか まち あき ひと 中 町 昭 人 (昭和43年5月7日生)	平成5年4月 弁護士登録・森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 平成11年10月 米国Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 平成15年10月 米国Kirkland & Ellis LLP入所 平成17年1月 同所 パートナー 平成21年7月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 同所 パートナー（現任） 平成26年6月 オイシックス(株)（現 オイシックスドット大地(株)）社外監査役（現任） 平成27年2月 (株)メタップス社外監査役（現任） 平成28年4月 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科 特命教授（現任）	0株
	中町昭人氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、その経験と知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査役に就任された場合に、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 中町昭人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中町昭人氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消することができることとさせていただきます。
4. 中町昭人氏の選任が承認可決され、監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
5. 中町昭人氏の選任が承認可決され、監査役に就任した場合には、当社は同氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

メ 毛

メ 毛

メ 毛

メ 毛

メ 毛



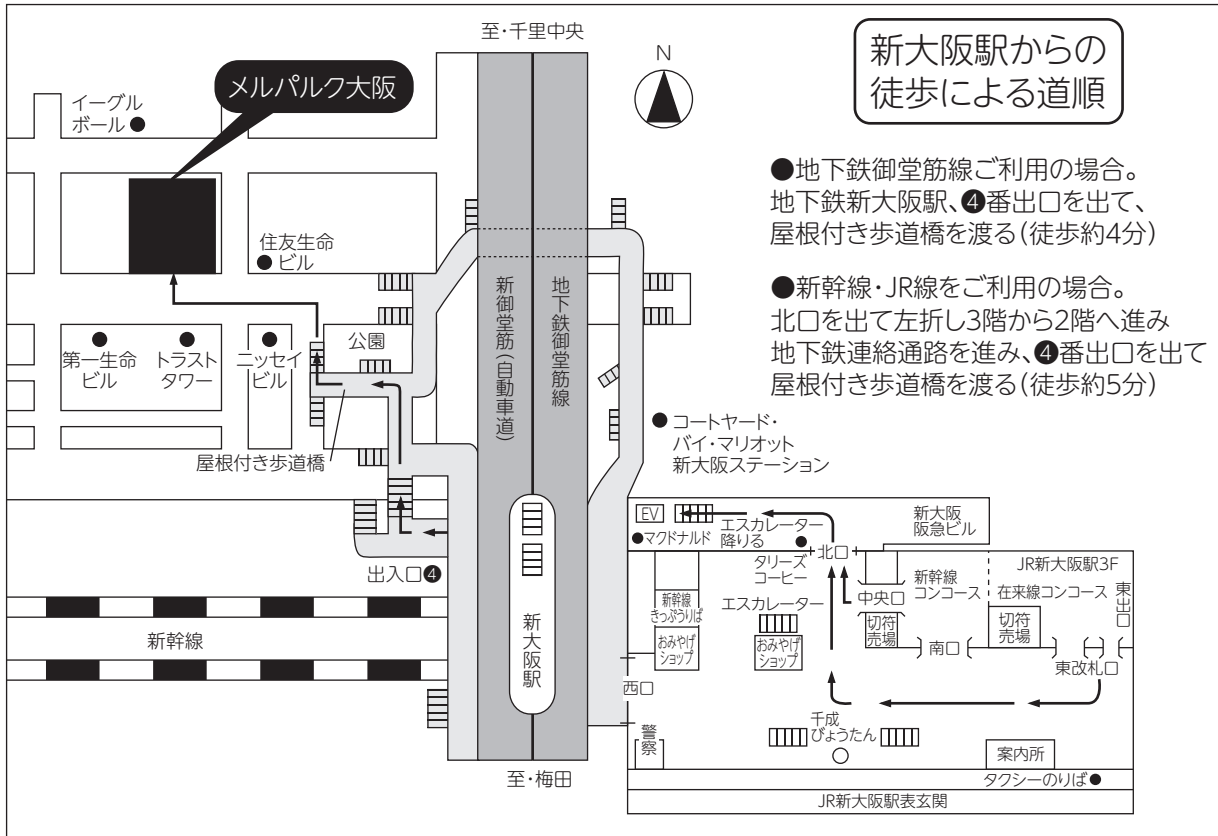
# 株主総会会場ご案内略図

## 会場

大阪市淀川区宮原4-2-1

メルパルクホール 大阪

TEL (06) 6350-2128



◎当日は、些少なからお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。

(お願い) お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。